

大阪府中・高等学校将棋連盟対局規定

第1章 対局

第1条 先後の決定は振り駒で行う。

- (2) 振り駒は、どちらかの対局者が歩を5枚振る。「歩」が多く出たら振った対局者の先手、「と金」が多く出たら振っていない対局者の先手とする。振った駒が重なったり、立ったりした場合は、その駒を数えず残り駒で決定する。その際、「歩」と「と金」が同数となった場合は、再度振り駒を行う。
- (3) 団体戦の場合は、どちらかの大将が振り駒を行い、「歩」が多かった場合は振り駒を行った大将のチームの大将、三将、五将が先手となり、相手チームの副将、四将が先手となる。「と金」が多かった場合は振り駒を行った大将のチームの大将、三将、五将が後手、相手チームの副将、四将が後手となる。3人制もこれに準ずる。

第2条 指し手の対象となる自分の駒から手が離れた時を指し手の完了とし、完了後は指した手をもとに戻したり、他の指し手に変更したりすることはできない。

第2章 持ち時間

第3条 持ち時間は、各大会要項において定める。

第4条 持ち時間を定めた対局の場合、対局時計を使用する。

- (2) 対局時計の時間が切れた場合は、時間切れ負けとなる。
- (3) 対局時計は原則対局者が押すこととする。
- (4) 対局時計のボタンは、着手した方の手で押す。
- (5) 指し手の完了後、対局時計を押す。なお、対局時計を押していないからといって指し直しすることはできない。
- (6) 対局者が秒読みの最中に駒を手から落とした場合には、指で盤面部分を押さえ、どう指すかを宣言すれば着手の代用とすることができる。

第5条 対局が長時間にわたり、それ以上の継続が大会運営に支障をきたすと判断した場合、大会審判員の判断で勝敗を決定する場合がある。

第3章 無勝負指し直しなど

第6条 同一局面が4回現れた時点で千日手となり、無勝負とする。なお、同一局面とは、「盤面・両者の持ち駒・手番」がすべて同一の状態をいう。

- (2) 千日手の場合、対局時計の動作を中断し、原則として先後を交代して指し直す。
- (3) 指し直しの場合の持ち時間は、大会運営を優先して大会審判員が決定する。

第4章 反則行為

第7条 この規定において「助言」とは、対局者に対するあらゆる種類、手段による情報伝達、指図等のことをいう。

- (2) この規約において「駒の利き」とは、盤上にあるその駒からみて、その駒の動けるマス目と、動きをさえぎっている駒のマス目の事をいう。
- (3) この規定において「第三者」とは、対局者以外の全ての人間の事をいう。

第8条 以下に示す禁止事項を犯す行為を反則行為という。

1. 二歩
2. 駒の利きが盤上に存在しない駒をマス目に存在させてしまう指し手

3. 打ち歩詰め
4. 玉を取られる着手（王手の放置や、相手の駒の利きに玉を移動させたりする事）
5. 連続王手の千日手
6. 持ち駒を裏側で打つ
7. 成れない場所で成る
8. 二手連続で指す（後手が初手を指す場合も含む）
9. 駒の利きを間違えて移動させる
10. 警告を受けた後で、着手した方の手と反対の手で対局時計のボタンを押す
11. 対局中、スマートフォンやその他電子機器に触れる
12. 第三者に助言をされる

第9条 対局中に反則行為を犯した対局者は即負けとなる。

（2）両対局者が反則行為に気づかずに対局を続行し、終局前に反則行為が確認された場合には、反則行為が行われた時点に戻して反則負けが成立する。

（3）終局後は反則行為の有無にかかわらず、投了時の勝敗が優先する。

第10条 反則を指摘できるのは対局者のみとする。第三者は反則を指摘することはできない。

第5章 相入玉、入玉宣言法（27点法）

第11条 （相入玉）互いの玉が敵陣三段目以内に入り、どちらも相手の玉を詰ます見込みがないことに両対局者が合意した場合、大駒1枚を5点、小駒1枚を1点で、合計点数を計算し、点数の多い方を勝ちとする。ただし、同点の場合は後手番の勝ちとする。

第12条 （入玉宣言法）自分の玉が入玉している場合、条件が揃えば勝ちを宣言できる。

（2）宣言しようとする側の手番で手を指さずに、「宣言します」と言って対局を停止させる。対局時計を停止させ、秒読み中は時間切れ前に宣言し対局を停止させる。

（3）その時の局面が次の条件を全て満たしていれば宣言した側が勝ちとなり、1つでも条件が揃っていなければ、宣言側が負けとなる。

条件(1) 宣言側の玉が敵陣三段目以内に入っている。

条件(2) 宣言側が大駒5点小駒1点の計算で先手の場合28点以上、後手の場合27点以上の持ち点がある。ただし点数の対象となるのは玉を除く宣言側の持ち駒と、敵陣三段目以内に存在する宣言側の駒のみである。

条件(3) 宣言側の敵陣三段目以内の駒は玉を除いて10枚以上存在する。

条件(4) 宣言側の持ち時間が残っている。（秒読みの場合は時間切れになっていない事）

条件(5) 宣言側の玉に王手がかかっていないこと。（詰めろ、必死等関係ない）

第6章 スマートフォンやその他電子機器の取り扱い

第13条 対局にあたり、選手はスマートフォンやその他電子機器の類の電源を切り、対局中は身に付けないこととする。対局机上に置くことも禁止とする。また管理については、引率者が責任を持って生徒を指導する。対局中に選手がスマートフォンやその他電子機器の類に触れていたことが認められた場合、電源の入切・使用内容を問わず、当該選手を失格とする（ただし、参加申込書等で事前に申し出のあった医療機器を除く）。

第14条 スマートフォンやその他電子機器類に関する指摘は対局者、審判団のみができる。引率者等がスマートフォンやその他電子機器の類を用いて採譜をする場合は、採譜機

能のみのアプリケーションソフトを使用するなど、対局に影響を及ぼさないよう使用方法には十分に注意する。

第15条 医療機器の使用については、選手・引率者（顧問）は、大会開始前に事務局に事前連絡をする。大会事務局は、状況に応じて対局時に当該選手の対局相手にその使用を知らせる。

第16条 スマートフォンやその他電子機器の音声使用については、アプリなどを用いて検討し、その声が周りの対局者に影響することが考えられるので、各回戦の対局が完了するまでは対局会場内では使用を控える。

第7章 対局態度

第17条 対局者は以下のことを遵守すること。

1. 指示があれば指定の対局場所に速やかに着席し、駒を並べて開始の指示を待つ。
2. 駒はマス目の中に入るように置く。はみだしたりナナメにならないようにする。
3. 対局開始の時は、礼をして「お願いします」と挨拶する。
4. 盤上の駒や持ち駒を触りながら考えない。
5. 指し手から手を離さず、何度も指し直さない。
6. 相手の指し手が完了してから自分の駒を動かす。
7. 駒を取るときは、相手の駒を盤上から取り上げて駒台（ない場合は自分から見て盤の右わき）に置き、その後、相手の駒があった場所に自分の駒を置く。
8. 持ち駒は表を向け、相手が見やすいように並べる。
9. 持ち駒は盤上に駒を打つとき以外は手に持たない。
10. 「待った」をしない。
11. 駒で盤やテーブルを叩かない。
12. 大きな声を出さない。
13. その他、他人の迷惑になる行為を行わない。
14. 問題が生じた場合は対局時計の計測を中断し、すみやかに審判員の指示を仰ぐ。

第18条 大会会場にいる第三者は以下のことを遵守すること。

1. 将棋の勝負に影響する情報を対局者に与えてはならない。（助言とみなされ、対局者が失格になる場合もある）
2. 対局者の周りで観戦する場合、静粛に観戦する。
3. 棋譜や記録をとる場合、味方チームや同校の選手の後ろに立って記録をとる。
4. 対局中の反則行為を申告できるのは対局者のみであり、反則行為に気づいた場合に対局者にその反則行為を指摘してはならない。

第19条 対局中対局態度が適正でないと判断された選手に対し、審判団は適宜注意、指導を行う。

第8章 団体戦

第20条 団体戦のチーム編成において、チームは同一校の選手で編成する。

- （2）大会運営上支障のない限り、1校から複数のチームを編成することができる。複数のチームを編成する場合、チームの強さの順にA、B、C・・・と表記する。
- （3）団体戦の定員は、大会要項に従い1チーム3名または5名で編成する。
- （4）1チームの構成人数が定員に達しないチームでも大会に参加することができる。同一校から複数のチームが参加する場合、定員に達しないチームは原則として1チームとなるように編成する。

- (5) 選手は3名チームの場合「大将、副将、三将、補欠1、補欠2」、5名チームの場合「大将、副将、三将、四将、五将、補欠1、補欠2」と順位付けして登録を行う。
- (6) 第5項において、選手登録の順位付けは棋力順である必要はない。
- (7) 選手は1つのチームにしか登録できない。なお、補欠はこの限りではない。
- (8) 当日の受付時に申し出た場合のみ、選手変更および順位変更することができる。受付終了後の選手変更および順位変更はできない。

第21条 勝ち局数の多いチームを勝ちとする。

- (2) 勝ち局数が同じになった場合は、勝敗の決まっている対局のうち、選手登録順位が最も上位の者の対局で勝ちのチームを勝ちとする。

第22条 対局前に選手メンバー表を大将の席に表向きに置く。

- (2) 対局が終わった者は、その場で静かに待機し、チーム全員の対局が終わるのを待つ。なお、局後の検討をしてもよい。

第9章 審判団

第23条 この規定において「審判長」とは大阪府中・高等学校将棋連盟事務局長をいう。

第24条 この規定において「審判員」とは大阪府中・高等学校将棋連盟常任委員をいう。

第25条 この規定において「審判団」とは、「審判長」と「審判員」を合わせた全員のことをいう。

第26条 大会において、審判長の決定をすべてにおいて最優先とする。

第27条 反則やトラブルなど大会中に発生した事象に対しては、審判団が協議、判断し、審判長が最終決定する。

第28条 問題を発見した顧問、対局者、第三者など大会参加者は、すみやかに審判団に連絡すること。審判団をまじえない判断、決定に関しては後から審判団の協議対象とし、決定をやり直すことがある。

第10章 大会の延期

第29条 大会当日午前6時現在、開催地エリアに「特別警報」「暴風警報」が発令されている場合は大会を延期、もしくは中止する。

ただし、開催地エリアに上記警報が発令されていなくても、大阪府の他の地域で発令されている場合等は、その状況を判断したうえで、大会開始時刻を遅らせるなどの措置を講じる。

第11章 規定の変更

第30条 大阪府中・高等学校将棋連盟事務局は、予告なく本規定を変更する権利を有します。

- (2) 本規定が変更される際は大阪府中・高将棋連盟公式 WEB SITE 上で告知され、その時点で発効するものとします。

最終更新日 2020年4月17日